

演習問題A

解答

- 問一 a オ b ア c オ d イ
 問二 オ
 問三 イ
 問四 エ
 問五 ア
 問六 ウ・エ(順不同)

解説

問一 a 「主幹」。ア「管」。イ「貫」。ウ「肝」。エ「乾」。オ「幹」。

b 「営営」は、物事にあきることなく、こつこつと励むさま。ア「野営」。

イ「鋭利」。ウ「英断」。エ「栄冠」。オ「衛生」。

c 「理不尽」は、道理に合わないこと。ア「尋」。イ「甚」。ウ「神」。エ「人」。オ「尽」。

d 「暴力」。ア「乏」。イ「暴」。ウ「妨」。エ「忙」。オ「冒」。

問二 第一～五段落の論旨の展開をおさえ、文脈を把握する。

森＝人間の生活・生産の場 鳥や動物たちの棲息地

時として人間の生活と鳥や動物たちの行動が衝突する

←

鳥や動物たちの行動に対する「受忍」と「歯止め」の境界を定めたい

←

〈具体例〉益鳥とそうでない鳥

――線①の「きつちりとした一線を引く」とは、その直前に書いてあるように、鳥や動物の行動の結果に対して、「受忍」するか「歯止め」をかけるかの境界を定めることをいう。着眼点は傍線部を含む一文の冒頭「そのために」。これより、その前文が傍線部を含む一文の理由説明となっていることがわかる。次のような因果関係が取り出せる。

鳥や動物たちの行動は未知の部分が多い

「受忍」と「歯止め」の「一線を引くことが難しい」

この理由にあたる部分を「鳥獣の生態について知っていることが少ないので」「鳥獣の行動をどう制限してよいのか判断できないから」と説明した才が正解になる。

ア「人間と鳥獣とが共存する場所」と「人間だけが住む場所」の境界をつけられないからという説明で、内容的にも、理由づけとしても誤っている。

イ「鳥獣の行動」の何を「害」とし何を「益」とするかの境界づけが難しいからという説明で、これも内容的にも、理由づけとしても誤っている。

ウ「受忍」と「歯止め」を人々の対立としてとらえ、その対立がなくならないからと説明しており、傍線部前後の趣旨に合わない。

エ前半は、森は人間の生活の場であると同時に鳥獣の棲息の場でもあるという第一段落の内容に合致しない。「もともと土俵の違う問題なので」以下も誤りで、本文の内容からかけ離れている。

問三 第六段落以下、鳥獣による被害に対して「受忍」するか「歯止め」をかける

かの線を引くことの難しい例として、カモシカによる「食害」が挙げられている。それは林業に携わる人々の生活を脅かすほどに「受忍限界」を超えているとして、彼らの訴えが紹介されている。――線②の二段落後の「」でくくられた段落がその訴えで、その要点は次のようになる。

①国は林業を放置してきた

②林業をやっていくことさえ困難な状況に追い込まれてきた

③カモシカの生存の保証を一方的に押しつけられては、生活が成り立たない

これを受けて筆者は「生活への不安は、できるだけ取り除かねばならない」

(第十四段落)と述べている。

さらに第十七段落に「森に住む人々の『正しい』意見」とあり、その直前で

「森に住む人々」の訴えが述べられている。

④できる限り被害を軽くする方策を社会全体でつくり上げるべきだ

以上の四点のうち、特に③と④に重点がある。すなわち、森に住む人々の生活の保証と社会全体による方策の実施が、彼らの訴えの要点である。よって「自分たちの生活を脅かすものであってはならない」「さまざまな対策を講じるべきである」と説明したイが正解になる。

ア 「社会による経済的な補償が、当然なされるべきである」が誤り。本文で経済的な補償については直接触れられていない。

ウ 「社会の要請に従うのではなく」が誤り。社会（国や自然保護を訴える人々）が求めているのは食害対策ではなく、カモシカの保護である。

エ 「森の外の社会が問題解決の責任を担うべきである」が誤り。右にみたように人々は社会全体による方策を求めている。

オ 「（食害対策を）これまで自分たちが実行してきた」とは本文に書かれていない。また「社会による調査と判断」はすでに進められている（第七段落）。人々はたんなる「調査」ではなく、もっと根本的な「方策」を求めているのである。

問四 第六・十七段落の論旨の展開をおさえ、カモシカと犬の類似点を把握する。

ニホンカモシカによるヒノキ植栽木の食害

森に生きる人々の強い訴えり生活の見通しすらたてられない

カモシカを「お犬様」になぞらえる森に住む人々抑圧され続けてきた人々の嘆き

カモシカによる被害を軽減する方策を社会全体が作り上げるべきだ

森に生きる人々はカモシカによる食害に悩まされ、生活の見通しもたない。しかし「自然保護」のかけ声のもと、ひたすら受忍を強いられてきた。彼らがカモシカを「お犬様」になぞらえる理由は何から。そこで第十五段落に着目する。網言の時代、人々は犬を憎悪したが、それは「犬自体に向けられたものではなく、犬を『お犬様』にした理不尽さへの憎悪であった」。すなわち、人よりも犬を大切にする理不尽な社会制度に対する憎悪だったのである。したがって、森に住む人々の憎悪の対象も、カモシカ自体ではなく、国や社会に対するものとなる。

この趣旨をおさえたエが正解。

ア カモシカが人々の憎悪の対象になっているからというだけでは、「お犬様」になぞらえる理由が見えてこない。

イ 「（食害対策が）森に住む人々の負担となっているから」という説明が誤り。

森に住む人々は「自然保護」を唱える社会の風潮や制度のために十分な対策を講じられないのである。また、——線③の理由としても適当でない。

ウ 内容的には誤りとはいえないが、これはカモシカ→貴重な種→「お犬様」という連想で、「お犬様」が憎悪の表現ではなく、むしろ崇拜の表現になっている。

オ 「身近な自然として親愛感を持っているから」という説明もウと同じく、カモシカを肯定的にとらえている。

問五 第十八・十九段落（「森の外」に住む人々は……持ち得ない。」の要点をおさえる。

「森の外」に住む人々「森は無料」という発想で自然を享受する

都市にないものの保全を求め、「社会的要請」として押しつける

都市の山村に対する優越という「信条体系」

このように要点をまとめると、「森の外」の思考とは、自然を山村に求める都会の人が、その保全を森に住む人々に押しつけようとする思考として説明できる。このような押しつけを「森の人々が、森に棲む鳥や動物たちを保護するのは当然のことである」と説明したアが正解になる。

イ 「……は、実は人間が作り守ってきたものである」というのは、第十八段落に「自然をつくり……」とだけの人々が理解していたのであろうか」とあるように、「森の外」の思考ではない。（鳥獣を）有益なものと有害なものに分けて接しなければならぬ」という説明も同様に誤り。

ウ 「それらをあらためて貨幣価値で評価することによって……」が誤り。本文の内容からはずれずる。

エ 「自然保護に必要な経費や労働の一部を……」が誤り。内容的に誤りであり、また森に住む人々の立場に立った説明になっている。

オ 「自分たちの生活を森の外との関係で考える……」が誤り。これも本文の内容からはずれずる。

問六 ア 「経済発展の論理を森のなかに導入する」「林業を自然保護の観点から再編（する）」が誤り。いずれも本文に書かれていない。

イ 特に「それぞれの特殊性を解消する」が誤り。意味が不明であり、本文にも書かれていない。

ウ 第十七段落の「被害を軽くする方策を社会全体としてつくり上げる」や、
——線④の趣旨、さらには最終段落の内容に合致する。

エ 第二十段落の「森の内と外との間に、対等の関係が成り立っている」や、
最終段落など本文全体の趣旨に合致する。

オ 「都市に対する山村の伝統的な優位性を回復していく」が誤り。エで引用
した「対等の関係」に矛盾する。

カ 自然環境の保護をもっぱら訴えた内容で、森に住む人々の生活こそ守らな
ければならないという最終段落に合致しない。